

文京区立本郷給水所公苑条例（昭和五十二年条例第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区立本郷給水所公苑条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。</u> 別表（第八条関係） 公苑の占用料 【別記1 参照】 備考 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。	別表（第八条関係） 公苑の占用料 【別記1 参照】 備考 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

【別記1】

改正後（案）

種別	単位	金額
公衆電話所	一箇所 一月	<u>一、八一九円</u>
写真撮影のための臨時的な占用	一回（一時間以内）	<u>二、五五〇円</u>
ロケーション	一回（一時間以内）	<u>二二、五〇〇円</u>
その他の占用	一平方メートル 一日	<u>六〇円</u>

現行

種別	単位	金額
公衆電話所	一箇所 一月	<u>一、六八八円</u>
写真撮影のための臨時的な占用	一回（一時間以内）	<u>二、三四六円</u>
ロケーション	一回（一時間以内）	<u>二〇、七〇〇円</u>
その他の占用	一平方メートル 一日	<u>五五円</u>